

行政書士国際経営法務事務所（行政書士 前原浩） 殿

### 補助金 申請支援業務 にかかる確認事項

私は、貴殿に補助金申請支援業務を委任するにあたり、補助金制度及び補助金申請支援業務について下記のとおり確認しました。

#### 記

##### 《前提》

- 1 私が申請を希望 している補助金は以下のものです。
2. この申請は、補助金を不正に受給することを目的とする申請ではありません。
3. 貴殿に提供した私の過去に関する情報はすべて真実なものであり、将来に関する情報はこれか ら真に取り組むものであ り、貴殿に対し虚偽を述べることはいたしません。
- 4 私は暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、これらの者とは何らの関係もありません。
5. 補助金の申請支援を貴殿に依頼した場合でも、補助金の申請には私が主体的に貴殿と協力することが必要であり、必要な情報や資料を期限までに貴殿に提供する必要があ ることや、私と貴殿との役割分担が必要であることを理解しています。

##### 《補助金制度の理解》

6. 貴殿に補助金申請の支援を依頼しても、申請が不採択となり補助金の交付がうけられ ない可能性があることを理解しております。
7. 採択された後であっても必ずしも私の希望する補助金の全額を受給ができない可能性 があることを理解しております。
8. 採択通知を受領した後であっても、交付決定日以後に派注・発生した経費でなければ 補助の対象にならないことを理解しております。
9. 補助金を受領した後であっても、収益納付が必要となる可能性があること、また、規 定違反等の場合には補助金の返還があることを理解しております。
10. 補助金を受領した後、5 年間の事業化等状況報告義務があることを理解しております。
11. 受領した補助金には税金がかかることを理解しております。
12. 募集要項その他の申請者向け書類のすべてに目を通 し、内容を理解しております。

##### 《事業計画の策定について》

13. 事業計画を策定 して実施するのは私であり、ビジネスアイデアの創造やその実現方 法の検討、市場分析等を行うべき主体は私であることを理解 しております。

14. 金融機関からの事業計画 通りの融資が実行 されなかった場合であっても、貴殿に対して一切の責任をとりません。

《補助金申請支援業務にかかる契約について》

15. 貴殿による申請支援業務の着手後に私の都合により申請を断念する場合であっても、貴殿にお支払した着手金の返還を求めません。

16. 貴殿に依頼する申請支援業務の業務範囲は補助金の申請書の作成までであることを確認し、補助金の受給または 5 年間の事業化報告書作成支援までのすべての手続きに関わる支援ではないことを理解しております。

17. 貴殿に依頼して補助金の申請が不採択になり、または補助金の交付が受けられなかった場合であっても、貴殿に対して一切の責任を問うことなく、また、着手金の返還を求めません。

令和 年 月 日

住所

名称

⑩